

平成31年4月24日

第4回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第4回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	平成31年4月24日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後3時00分				閉会の日時	午後4時00分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男	○			
3	坂本君夫	○		11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司		○	13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄	○		14	早川初男	○			
7	遠井勝	○		15	柳田浩	○			
8	栗原光夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 細田 悟				
					次長 小川 修一				
					主幹 正能 光				
					主幹 新井 昌典				
					主査 秋山 宣子				
					主査 落合 高雄				
					主査 染谷 守				

開会 午後 3時00分

○局長（細田 悟君） 皆さん、こんにちは。

定刻を過ぎましたので、ただいまから平成31年第4回加須市農業委員会総会を開会させていただきます。

初めに、年度初めに当たりまして、今年度の農業委員会の事務局の体制につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、私は、このたびの人事異動によりまして農業委員会の事務局長を仰せつかりました細田でございます。どうぞ、1年間よろしく願いいたします。

順に自己紹介をさせていただきます。

○次長（小川修一君） 農業委員会次長の小川です。2年目になりますが、よろしく願いいたします。

○事務局（正能 光君） 続きまして、3年目になります、農業委員会の正能です。引き続きよろしく願いいたします。

○事務局（落合高雄君） ことしで2年目になります、農業委員会事務局の落合と申します。引き続きよろしく願いいたします。

○事務局（新井昌典君） このたびの人事異動で農業委員会事務局に配属になりました新井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（秋山宣子君） このたびの人事異動により、保健センターより農業委員会のほうに異動となりました秋山と申します。よろしく願いいたします。

○事務局（染谷 守君） 染谷です。また1年よろしく願いいたします。

○局長（細田 悟君） それでは、このような体制で進めてまいりますので、今年度につきましてもどうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会のご挨拶を野川職務代理からお願いしたいと思います。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

前の道路からですね、市役所へ入ったらトレーラーが2台ばかりありまして驚いたんですが、菅原文太の「トラック野郎」が撮影に来ているんだろうと思ったら、加須市合併10周年の、こういうことで何か催しがあるそうでございます。もう本当に合併して10年ちょっとたちますけれども、本当の市町と合併した境がなくなるのは、感覚がなくなるのは30年から40年と言われております。あと二、三十年は、騎西だ、加須だ、そういう意識がある

そうでございます。

月並みの言葉でございますが、今回をもちましてですね、平成の最後の農業委員会となります。

それでは、ただいまより平成31年第4回加須市農業委員会を開会いたします。よろしくお願いを申し上げます。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



### ◎会長挨拶

○局長（細田 悟君） 続きまして、小倉会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

職務代理のほうでご挨拶されましたけれども、本当に平成最後の農業委員会ということで、1週間で今度は令和に変わるわけですが、皆さん方には本当に、新農業委員会の体制になって3年目ということで、皆さん方にはいろんな面でご迷惑もかけた部分もあるんですけれども、何とか2年間進めることができました。それも皆さんのご協力のたまものと、感謝申し上げるところでございます。

農業委員会の新しい体制でもって、国・県のほうでも人・農地プランの実質的な運営というか、中心体には農業委員会、最適化推進委員を中心体に置きたいという構想でございまして、本当に農業委員会は、中間管理事業等もありますけれども、仕事については重要な役割を担うということでございまして、引き続き皆さん方のご努力をよろしくお願い申し上げます。

おとといですか、振興センターの根岸所長さんとお会いしましたけれども、その中で、埼玉県の農産物というか、農業の売上高については前年並みということで、知事さんのほうは何パーセントかアップしてもらいたいという話があったそうなんですけれども、現状でいきますと、担い手が不足している、農家の規模もだんだん変化しているということで、その中で売上げが前年度並みに維持できたということは、後退か進歩かという、分かれ目みたいなところがあるんですけれども、先進国においても農業というのは非常に重要なポストでございまして、農業の栄えない国は先進国にあらずと、そのような言葉もあるようでござい

す。

加須地域の農業は、本当にこの農業委員会でしっかり守るといふ、そのような任があるわけですけれども、今日の議事にもよりますけれども、皆さん方の慎重なるご意見を頂戴いたしまして、スムーズなうちにこの総会が進みますことをお願い申し上げます。

最後に、平成最後の統一地方選挙がありましたけれども、もう皆さん方にはね、それぞれ地域でもっていろんなかかわり方をされたかなと思いますけれども、今後とも、県議、市会議員の皆さんとともにいろんな議論を重ねまして、加須地域の農業の発展のために寄与することを切にお願い申し上げます、言葉整いませんけれども、開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（細田 悟君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員14名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事の進行を議長にお願いをいたします。よろしく申し上げます。



#### ◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしく申し上げます。



#### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

15番 柳 田 浩 委員

1 番 岡 島 敏 雄 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、3件の取下願が提出されております。本日の議案第2号では2番の東地区の案件、また、議案第3号では2番の水深地区及び10番の東地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告申し上げます。



#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、議案第1号、3条の許可申請について、1番からご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、譲渡人は に住んでおり、相続で取得した当該農地について遠方のため耕作できないことから、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

4月17日、推進委員の田部井さん、藤原さん、3人で、現地にて さんからお話を聞きし、現地確認をしました。この土地は、近くの さんという方から長年借り受けて

耕作していましたが、さんが亡くなり、娘さんに相続したというようなことで、遠方で管理ができないということで引き続き耕作してもらいたいということで、贈与の形で譲り受けたとのことでした。現地はさんの土地の隣接地で、何の問題もなく、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の田ヶ谷地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に推進委員が該当します。議事の間、退席をお願いいたします。

（推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は農家経営規模を縮小するため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

4月18日ですか、現地、私と関口委員で現地確認をしてきました。この案件に関しては、昨年秋に一度申請なされまして、現地確認したところ、ちょっとまだ何本か木があったので、これはちょっと待ってくれということで、もう一度再確認しまして、再度とり直してくれと



いうことで、去年の秋、取り下げになった案件でございます。4月18日に行ったところ、きれいになったので、これでは大丈夫かなということで帰ってきました。ご審議の程、ひとつよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

2番の審議が終了しましたので、 推進委員の入室をお願いします。

（ 推進委員入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、3番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は、農業経営規模の拡大のため、譲渡人は相続で取得したが耕作できず、実家の方へ戻したいという意向もあり、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

4月14日に、江川推進委員さんと2名で、譲受人の さんよりお話を聞いてまいりました。この土地は さんが相続で取得した土地で、このたび贈与というような形で、今回の申請に至ったということでございます。この土地は以前から さんが耕作しており、今後も続けていくということで、現地を確認してまいりましたが、問題ないということで許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、賃借権の設定(10年)で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は、申請農地を道の駅との協力で農業体験ができる場所を造るため、譲渡人は譲受人の地域活性化のためということに賛同し、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(山岸和男君) 10番、山岸です。

4月14日に、推進委員の石川さんと譲渡人の さんのお宅を訪ね、現地調査と聞き取りをしました。主人は入院中でしたので、奥さんにお話を聞きました。この親会社の という会社が、このたび4月から道の駅の経営をすることになりましたので、近くの畑で野菜の収穫体験をしたいという計画があるということでお話を聞きました。賃貸ということで土地を獲得して、農業体験の、道の駅に来たお客様に対して収穫体験ということで計画しているということでした。許可相当と判断しましたので、審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は申請地が自宅から近く、現耕作農地に隣接しており効率的に耕作ができるため、譲渡人は相続で取得したが耕作できないため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

4月17日にですね、塚田推進委員と2名で、譲受人の さんを訪問して聞いてまいりました。 さんからすると、もう数年来ここの耕作はしていると、その状況で、もう さんからは、もう前々からちょっと受けてくれないかという話はされているようでありました。今回、大した面積じゃないんで、買ってもしいいかなということで受けたそうでございます。それで、現地についてはですね、もう1枚は田んぼになっていましたので、こここのところだけではなく、約20aぐらいの大きさに1つはなっておりましたので、十分に管理はされていると、このように思いました。何の問題もなく、許可相当かなと、ひとつご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の6ページ及び土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、住宅敷の一部が農地のままであったものを転用するもので、必要添付書類が整えられております。

当該地は、明治の頃から住宅敷地として利用してきましたが、昭和25年に建て替えをして現在に至っており、今後も同様に住宅敷地として使用していきたいとのことでございます。

現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

4月14日に、推進委員の石川さんと申請者の さんのお宅を訪ねて、現地と聞き取りをしました。お話では、住宅の建て替えを計画しており、このたび宅地の調査により、一部農地があるということがわかり、是正したく今回の申請ということになりました。許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図4-3をご覧ください。

本案件は、宅地進入路が農地の一部であったものを分筆し転用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、線引き以前から住宅進入路として利用してきましたが、今後も同様に住宅進入路として使用していきたいということでございました。

また、既に分筆はされており、添付の昭和45年の航空写真から確認できることから、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

4月18日に、佐藤推進委員とともに申請人の立ち会いを求めて、現地で確認を行ってまいりました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございまして、進入路であり、やむを得ないというふうに判断してまいりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件は、農家住宅敷の一部が農地のままであったものを転用するもので、必要添付書類が整えられております。

4条の4番の、資料の議案書のほうでは、線引き以前より農家住宅敷として使用してきたとございますが、昭和45年の国調の成果では、地目が農地であったことなどから、線引き前から当該地は農家住宅敷として利用してきたということが判明しませんでしたので、始末書が添付されております。今回（5条の14番）の息子の分家住宅の計画で、一部農地であったことが判明したわけでございまして、今後も同様に農家住宅敷地として使用していき

いとのことでした。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、始末書も添付されておりますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

4月17日にですね、塚田推進委員と2名で さんを訪問して、確認をしてみました。場所的には、農地の中に納屋がございまして、中には乾燥機、農機具等が入って、まだ十分利用されていると、そんな状況でありますので仕方がないのかなと、このように思います。ただいま事務局が言ったように、線引きが余りはっきりしないと。ちょっと本人にも確認したんですが、61年に親から受け継いでいますんでね、その前段は余りわからないということでした。どちらにしても、誓約書をいただいていると、そんな中ありますのでやむを得ないのかなと、このように判断してみました。よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の12件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ及び11ページをご覧ください。

さい。それと、土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

4月13日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者 さん宅を訪れ、現地を見、話を聞いてまいりました。現地につきましては、全面休耕で、休耕地の有効活用ということで、本申請につきましては問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページと土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で許可が見込まれるものでございます。開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

4月15日ですね、推進委員の佐久間さんと さん宅を訪れて、お話を聞いてきたところですけども、現地につきまして、隣のところも前年ですね、前回申請出たところは住宅がもうでき上がって、あとちょっとで住むようになるような状況だというふうに見てまいりました。現場を見た限り、やむを得ないものと判断してまいりましたので、よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

4月17日に宮内委員さんと現地を確認しまして、私の隣家であり、 さん宅をお伺いしましたら、昔から持っていて、耕作も何もできないので売買に踏み切りましたということで、何ら問題はないと考えます。

以上です。



○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る4月17日、宮内最適化推進委員さんと2人でお伺いしまして、  
さんが運送業をやっている関係で、狭くなったということでありまして、何ら問題ないと考えます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地（青地）ではありますが、農地の改良に係る期間の一時転用（7ヶ月間）で、農地改良工事後は小麦を作付することとなっており、やむを得ないものと思われ  
ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

4月17日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で、譲渡人の中の さん宅に伺い、お話を聞いてまいりました。この土地一帯は、基盤整備前は田堀や沼地で、埋め立てられたところで、毎年沈下が激しく年々作付困難となり、ここ数年は耕作放棄状態になっていた土地でしたということです。今回、話がまとまりまして、盛土して土地改良し、畑状態にして麦をつくるとのことでした。現地は農道に面した一帯で、工事後は耕作放棄地もなくなり、許可相当と判断してまいりました。ご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自動車修理工場を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われ  
ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る4月17日、武正委員さんとの件で確認しまして、 が業務拡張のために、ちょっと狭くなったということで、やむを得なく売買に踏み切ったようであります。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

この土地はですね、申請地と書いてあるところが、 のお寺さんの墓石がすぐ際まで立っていて、ここの畑の格好を見てもわかるんですが、ちょっと使用できないということで、この譲渡人が何かないかということで太陽光に踏み切ったということで、今月の20日、18日に現地確認して、本人とは20日の日に行き会って、再確認をしてきました。何ら問題はないかなと思って、ご審議のほど、ひとつよろしく願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私ですので、13番の小倉が現地調査の結果と補足説明をいたします。

4月13日、高橋、細谷両推進委員さんとともに 宅を訪れてお話を伺い、現地を確認してまいりました。事務局のお話のとおり2種農地でございまして、問題なしと、許可相当としてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

ご質疑、ご意見がございましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、通所介護施設（デイサービス施設）を建築

するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、当該施設は地域住民に必要な施設であり、公共公益性のある施設であることや、必要である埼玉県の見込まれるものと確認しております。

また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

4月22日に、佐藤推進委員と現地確認を行いました。譲受人の代理人に立ち会っていただきまして、お話を伺ってまいりましたが、内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。公益性のある施設であり、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地（青地）ではありますが、農地の改良に係る期間の一時転用（3ヶ月間）で、農地改良工事後は小麦を作付することとなっており、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

4月21日に、佐藤推進委員と2人で、現地にて事業主及び地権者の立ち会いを求めて、説明を受けてまいりました。場所につきましては、低地でありまして、作付もされていないような状態でございまして、今後、小麦により耕作をしたいということで、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地（青地）及び一部第1種農地ではありますが、農地の改良に係る期間の一時転用（6ヶ月間）で、農地改良工事後は季節野菜を作付することとなっており、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

4月18日に、現地にて佐藤推進委員と事業主及び所有者の立ち会いを求めてお話を伺ってまいりました。場所につきましては、元養魚場でありまして、コンクリートに囲まれており、池の状態でございまして。養魚業をやめていることもあり、土地利用ができていない状態でございまして、土地利用を有効にしたいということで、埋めて農地改良をしたいということでございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

先ほどと同じく4月17日にですね、塚田推進委員と2名で、  
さん、譲渡人のお父さんですか、行ってまいりました。分家に出すのはこのお嬢さんだそうで、  
さんはその嬢さんということで、もう10年ぐらいですか、ここに住んでいたということなよう  
ですけれども、娘さんが今、高校生になりましてですね、3年生になったのかな、そんな話  
で、ぜひ別に家を持ちたいと、そんなところから、同じ屋敷内を通しながら、分家住宅とい  
うことで申請がされたと、このようであります。家としては、すぐ屋敷口へくつついた状態  
でございますので、何とかなるのかなというお父さんの話でした。そういった意味からする  
と、分家住宅ということで特に問題はないのかなと、このように判断をしてまいりました。  
よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分9筆、面積にして1万526㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。





◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたしますが、この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員、 推進委員と が該当しますので、議事の間、退席いたします。

議事進行については、野川職務代理にお願いしたいと思います。

（ 推進委員、 推進委員、 委員退室）

○職務代理（野川良翁君） それでは、 にかわりまして議事進行をいたしますので、よろしくをお願いします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受け手希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○職務代理（野川良翁君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○職務代理（野川良翁君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（野川良翁君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第5号の審議が終了いたしましたので、 推進委員、 推進委員、

委員の入室をお願いします。

( 推進委員、 推進委員、 委員入室)

○職務代理（野川良翁君） それでは、議事進行を小倉会長に戻すことにいたします。



### ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） それでは、次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から5号についてご説明いたします。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」、県農林公社による農地売買等事業の届出3件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続に伴う権利移動の届出14件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、5条の許可取下願1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございます。市街化区域内の農地転用届出13件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出49件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案については全て終了しました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会へお戻しします。

○局長（細田 悟君） 小倉会長並びに野川職務代理には議事の進行、ありがとうございます。  
た。



### ◎閉会の宣告

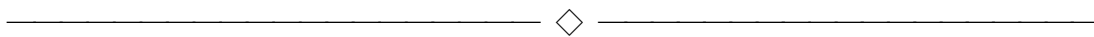
○局長（細田 悟君） それでは、最後に、野川職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 本日は、お忙しい中、委員各位には長時間にわたり慎重審議をい

ただき、ありがとうございました。

これもちまして、平成31年第4回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 4時00分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成31年4月24日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 柳 田 浩

署名委員 岡 島 敏 雄